

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
--------------------------

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021304 12保A006 12保B009 SK2022039 S2022097
--

### ③施設名等

名称：	美さと児童園	
施設長氏名：	前川 英伸	
定員：		50名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	沖縄市知花6-34-23	
T E L：	098-938-9138	
U R L：	<a href="http://www.misatozidouen.com">http://www.misatozidouen.com</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日	1980/5/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人国際福祉会	
職員数 常勤職員：		51名
職員数 非常勤職員：		3名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		9名
有資格職員の名称（イ）	公認心理士	
上記有資格職員の人数：		3名
有資格職員の名称（ウ）	精神保健福祉士	
上記有資格職員の人数：		4名
有資格職員の名称（エ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		5名
有資格職員の名称（オ）	栄養士	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称（カ）	調理師	
上記有資格職員の人数：		2名
施設設備の概要（ア）居室数：	34（1名部屋：14、2名部屋：16、3名部屋：4）	
施設設備の概要（イ）整備等：	相談室・図書室（研修室）・体育館（訓練室）	
施設設備の概要（ウ）：	ユニット・小規模（リビング・キッチン・浴室・洗面室・洗濯室等）	
施設設備の概要（エ）：		
施設設備の概要（エ）：本体		

#### ④理念・基本方針

- 1) 愛：尽きることのない心の財産、その愛の芽を育てる。
- 2) 和：調和のとれた豊かな人間関係と平和を目指す心を育てる。
- 3) 自立：他者に適度に依存しながらも、主体的な選択により、しなやかに生活できる力を育てる。

#### ⑤施設の特徴的な取組

児童支援への高度な専門性のある職員を配置し本体施設を完全ユニット化、地域小規模児童養護施設2か所設置し、家庭的雰囲気児童への支援が行えるようにしている。また、令和6年度より児童家庭支援センターの運営を行う。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和5年12月22日～23日
	評価結果確定日	令和6年2月28日
受審回数	4回目	
前回の受審年度	令和2年度	

#### ⑦総評

##### ◇特に評価の高い点

1. 子どもの権利擁護に関する体制が整備されている。

「児童の権利擁護規程」や「児童の権利擁護規程細則」を整備し、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を研修室に掲示し、読み合わせを行う等周知に努めている。職員は「児童の権利擁護」や「児童理解・支援について」等の研修を受講し、園長が毎月の職員会議において「虐待や権利擁護」関連の講話を幾度か実施している。投書箱「天使のこえ」の設置や第三者委員との個別面談が行われ、各ユニット会議や給食会議に子どもたちも参加し、意見表明の場を設けている。権利については、入所時に権利ノート「大切なあなたへ」を配布して読み合わせをし、各ユニット等の玄関に掲示して周知している。権利侵害の防止と早期発見の取組は、毎年、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いて全職員が実施している。

2. 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

進路について自己決定ができるよう、「わたしの育ちプラン」等を活用して時間をかけて何度も本人と話しあい、行政機関の各種自立支援事業等の情報を提供し、ユニット内にもポスターを掲示して利用を促している。園独自として「美さと児童園児童自立支援会」があり、大学進学の場合は、学費・在学4年間の家賃と敷金礼金・生活用品購入・運転免許取得や受験の渡航費助成があり、自立を目指す子どもたちの支援が強化されている。私立高校への進学や中退した児童の通信制高校への編入を支援している。就職を希望する児童には、希望する就職先の探し方や面接の仕方・履歴書の書き方等を援助している。また、高卒後浪人して大学進学を目指す児童を措置延長を利用して支援するなど児童一人ひとりの「最善の利益」にかなった取り組みが行われている。

3. スーパーバイザー体制が整備されている。

スーパーバイザー設置要綱を整備し、組織図にも園長の直結で位置づけスーパービジョン体制を確立し、外部からのスーパーバイザー2名を導入している。職員への面接と子ども理解と支援についてのケース会議を毎月2回実施し、職員の専門性の向上と子ども処遇に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1. 子どもの年齢・発達状況に応じて、性についての正しい知識の周知について望まれる。

性についての正しい知識、関心が持てるよう、低年齢児は絵本やイラストを活用しプライベートゾーン等について説明し、中高生等はネット情報等を活用して、心理士等により子どもの疑問や不安に応じている。小学生はいじめ、中学生は困った時のSOSの出し方、高校生はデートDVについてのCAP研修が実施されている。  
子どもたちが、性について、正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達状況に応じたカリキュラムを作成し、実施が望まれる。

2. 標準的な実施方法について、検証・見直しをする取り組みが望まれる。

標準的な実施方法（マニュアル）の文書化は、個人情報保護規程や児童の権利擁護規程等、31の例規集やボランティア受け入要綱やアレルギー対応マニュアル、業務標準マニュアル等を整備している。「児童の意見・申出等の対応に関する実施要綱」「安全管理指針」等一部は、令和3年8月に見直している。  
マニュアル等は、施設として検証・見直しに関する時期やその方法を定め、毎年検証し、必要に応じて見直すことが望まれる。各種要綱や規程等は、実践するための手順書（業務マニュアル）の作成に期待したい。

3. 苦情解決の仕組みを確立し、周知・機能する取り組みが望まれる。

「児童等の意見、申出等への対応に関する実施要項」には、苦情に関する検討内容や対応策、解決結果等について公表することを明示しているが、社会的養護施設においては、苦情等申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開することが求められておりその実施が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回で当園は4回目の第三者評価受審となり、回を重ねるごとに職員の意識も高まり、児童養護施設の役割や養育支援の内容について振り返ることができました。

受審過程において施設の課題が明確になり、養育・支援の継続性に配慮した手順書の作成、マニュアルを見直す際の手順等、普段の業務を「見える化」することの重要性や、課題について職員間で共有することができ、多くの気づきと学びがありました。

今後も引き続き、子どもも職員も美さと児童園に来てよかった。と感じられるような施設運営を目指し、質の向上に取り組んでまいります。

また、次年度は児童家庭支援センター美ら虹の開所も決定しております。地域福祉の向上のために職員一丸となって取り組んでいきます。

⑨各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 児童養護施設版 評価結果

共通

評価項目		評価結果
<b>I 養育・支援の基本方針と組織</b>		
<b>I-1 理念・基本方針</b>		
<b>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</b>		
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。	a
判断基準	a 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	b 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人・施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況                      美さと児童園の基本理念は令和2年に見直され「愛」「和」「自立」とその方針が明文化され、施設の目指す方向、考え方や行動規範となる内容が読み取れる。パンフレット、ホームページ、事業計画、毎月の園だよりに、理念と共に運営方針や3つのめざす児童像を記載し、管理棟や各ユニットに掲示されている。研修室には、法人の理念や方針、倫理綱領を掲示している。理念と方針は、入職時の職員研修や年度の事業計画説明時、全体職員会義で職員に周知されている。「美さと児童園だより」に掲載して、毎月保護者に送付している。子どもと保護者に説明している。</p> <p>■改善課題                      子どもや保護者への理念や基本方針の更なる説明及び周知に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。
	○	2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。
	○	3	子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>社会福祉事業全体の動向は、国、県等からの通知や児童養護施設協議会、県児童養護施設長部会等から把握している。地域の動向は、「沖縄県黄金っ子応援プラン」等により、地域の動向と内容を把握している。児童家庭支援センター設置に伴い、近隣行政機関や児童相談所等による養育支援のニーズや地域の特徴や課題を把握分析して、子育て短期支援事業が検討されている。</p> <p>税理士による月次報告、年間の項目ごとの指標によるコスト分析や入所児童の状況、傾向（高年齢児の入園率の高さ）、退園状況等の分析を行っている。</p>		
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営課題に対する取組としては、令和2年度から法人の重点目標に、養護施設の多機能化として児童家庭支援センターの設置が理事会で検討され、令和6年度開設に向けて現在建設中である。今後の課題として地域小規模児童養護施設の老朽化に伴う契約更新時の検討、人件費比率の微増等を把握している。毎年、法人事業計画及び施設事業計画を作成し、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められ、職員に周知している。</p>		

評価項目		評価結果	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		b
判断基準	a	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、及び中・長期の収支計画を策定している。	
	b	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。	
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況  中・長期的な計画として、家庭的養護推進計画（令和2年～令和11年）及び沖縄県社会的養育推進計画が策定されている。職員育成事業として平成29年度から人事考課制度構築を計画し、今年度は導入から3年目を迎え、評価結果を給与に反映している。家庭的養護推進事業として、平成30年6月本体施設において県内初の6か所のユニットケアを実施している。平成29年地域小規模児童養護施設「のぼりかわホーム」（男子用）開所、令和2年地域小規模児童養護施設「みさとホーム」（女子用）を開設し、数値目標や具体的な成果等が設定され実施状況の評価を行える内容となっている。ユニット本体の配置職員の見直しがされている。</p> <p>■改善課題  中・長期計画に伴う収支計画の策定が望まれる</p>		

評価項目			評価結果
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
	○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>単年度の事業計画は、中・長期計画の、職員育成事業・家庭的養護推進計画及び沖縄県社会的養育推進計画の内容から、人事考課制度推進及び児童家庭支援センター設置を、今年度計画に表示し、実行可能な具体的な内容となっている。単年度の事業計画は、①基本理念、②めざす児童像、③児童定員・職員配置数、④年度の重点目標、⑤中長期計画、⑥基本方針が表示され、各項目毎に目標と取組内容を具体的に定め、単なる「行事計画」になっていない。計画には受審が義務となっている自己評価及び第三者評価の受審も記載されている。交流研修の回数や養育の継続とアフターケアについて時期や回数も計画に入れて実施し、実施状況の評価となっている。</p>		

評価項目		評価結果		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b	
	判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
		b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
		c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
			2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
			3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
		○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
		○	5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。
	コメント	<p>■取組状況 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、事業計画は、1～2月に各ユニットにおいて職員が検討・評価し、その結果にもとづいて見直し後、3月に事業計画案を作成し、運営会議を経て、理事会で決定し、3月～4月に全体職員会議で説明し周知を図っている。</p> <p>■改善課題 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、時期や手順を定め、手順にもとづいて実施することが望まれる。</p>		
	7	② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
		判断基準	a	事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
			b	事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
c			事業計画を子どもや保護者等に周知していない。	
n			わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
		○	2	事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。
			3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
		○	4	事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 事業計画の子どもや保護者への周知について、保護者に対しては、毎月園だよりを送付し、その内容として行事計画を中心に子どもの生活にかかわる養育・支援や子ども自記筆の思いの内容等となっている。事業への参加について、保護者等には面会時や外出・外泊の送迎時に声を掛け、電話等で参加を促している。子どもに対してはユニットでの掲示や口頭で説明している。</p> <p>■改善課題 子どもや保護者への周知と説明について、工夫が望まれる。</p>		



評価項目		評価結果	
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	○ 2	養育・支援の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。	
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。	
コメント	<p>■取組状況          養育・支援の質の向上に向けた取組として、人事考課制度を3年前から導入し、業務標準マニュアルや人事考課制度キャリアパス要綱、研修制度実施要項等を活用して上司による2人体制で、6月に初期面談し、仕事力、人間力について、課題と評価できる内容について共有し、キャリアパスシートによる6段階評価を実施し結果は、給与に反映している。今年度の事業計画の基本方針として自己評価、第三者評価等の実施と明示され、第三者評価を定期的に受審している。</p> <p>■改善課題          社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年については、全社協版を使用して自己評価が義務となっていることから毎年実施し、評価結果による課題を確認し、PDCAサイクルにもとづいて改善策の実施が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
9	② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
	判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
		b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。
		c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
		<input type="radio"/> 2	職員間で課題の共有化が図られている。
		<input type="radio"/> 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
		<input type="radio"/> 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
		<input type="radio"/> 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
	コメント	<p>■取組状況            評価結果に基づく課題の改善策については、前回の第三者評価結果に基づき文書化された改善課題については、職員間で共有化が図られ、改善策が策定され取り組みが実施されている。例えば、「人材確保の強化」については、施設ユニット職員配置定数11人に対し30人を配置し、地域小規模施設2カ所で、基準6人に対して9人が配置されている。「人事考課制度の活用」については、3年前から導入し、業務標準マニュアルや人事考課制度キャリアパス要綱、研修制度実施要項等を活用して上司による2人体制で、6月に初期面談し、12月から評価・面談を行い、仕事力、人間力について、総合評価により、キャリアパスシートによる6段階評価を実施し結果は、今年度から給与に反映して人事考課制度の活用が実施されている。</p> <p>■改善課題            第三者評価受審年度以外の年には、全社協版を使用しての自己評価を実施し、その評価結果から課題を明確にし、計画的な改善策の実施が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果	
II 施設の運営管理			
II-1 施設長の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。			
10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。		b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。	
	4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント	<p>■取組状況 園長の役割と責任については、管理規程中の職務分掌で明確にして職員会議で表明し、周知している。法人の広報誌「愛する星たち」に毎年園長挨拶を掲載している。</p> <p>■改善課題 園長不在時は、有事（事故、災害等）における園長の役割と責任について、不在時の権限委任等を明確化することが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況  遵守すべき法令等を理解するための取組として、園長は、全国児童養護施設長協議会、九州児童福祉施設職員大会、沖縄県児童養護研究大会、沖縄県社会的養護施設長会議等に参加している。児童福祉法や個人情報保護法、ハラスメント防止法、児童の権利擁護等法令遵守に努めている。毎月の職員会議において、児童虐待防止に関する講話を実施し、児童養護施設の権利擁護、自立支援の取り組み、全養協施設研究協議会大会宣言の読み合わせ等を実施し遵守するため法令の周知に努め、具体的な取り組みを行っている。職員に対しては施設内外の研修を多数受講させ、働き方改革による、年次有給休暇5日取得義務については、就業規則に明示し、年次有給休暇の取得状況を確認している。</p> <p>就業規則のハラスメント禁止事項で、「マタニティーハラスメント」と表示されているが、12月の理事会において「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」への変更することが決定されている。</p> <p>■改善課題  職員及び子どもに対して、環境等に配慮したSDGs等の周知および取り組みに期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	<input type="radio"/> 2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	<input type="radio"/> 3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	<input type="radio"/> 4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。
コメント	<p>■取組状況          養育・支援の質の向上に向けた取組については、第三者評価を3年に1回定期的に受審し、評価結果から提示された課題について、改善のため具体的な取組が実施されている。課題の「人事考課制度の実施」については、主任以上の職員2人体制で具体的に取り組み、総合評価時に施設長も参画する体制がある。施設長は、年に1回は職員との面談を行い、子どもや職員と個別に対話し、意見や要望を聞いて運営に反映させるように努めている。職員の教育・研修の充実に取り組み、県内外の研修は、施設長も職員も受講して専門性の向上に努めている。</p> <p>■改善課題          社会的養護施設については、第三者評価受審年度以外の年については、全社協版の自己評価を使用して取り組むことが義務となっていること、及び評価結果による課題を明確にし、改善にむけたPDCAサイクルによる取組が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高める取組について、園長は財務の分析として、税理士による月次報告、労務管理は社会保険労務士に委託し把握している。人員配置については、施設ユニット職員配置定数11人に対し30人を配置し、地域小規模児童養護施設に対しては「のぼりかわ」は基準3人に対して4人配置、「みさと」に対しては基準3人に対して5人を配置し、業務の実効性の向上に向けて具体的に取り組んでいる。年休5日取得実施のためフリー職員1人、夜勤専属職員1人を配置することで児童指導員や保育士の夜勤を軽減等、働きやすい環境整備に取り組んでいる。施設長は光熱水費や事務費、備品の管理等経営改善について職員に周知喚起している。ICT導入による事務の軽減や情報共有し、職員の出勤や日誌、会計、栄養管理等にシステムを導入して業務の実効性を高めている。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成			
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
	判断基準	a	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
		b	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
		c	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
		○ 2	養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
		○ 3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
		○ 4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。
		○ 5	（5種別共通） 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
	コメント	<p>■取組状況            必要な福祉人材や人員体制については、運営規程に児童福祉施設最低基準に基づく職種と員数が明記され、正規職員は有資格者を要件としている。専門職については、社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、保育士、栄養士等の有資格者が配置されている。加算職員として心理士、職業指導員、里親支援専門相談員の3人を配置し、県単独予算職員療育支援コーディネーター1人、心理士1人を配置し人員体制を充実している。人員体制として基準では17人に対して39人が配置されている。福祉人材の確保は、ホームページやハローワーク、県外にある社会的養護施設職員専用求人サイト「チャボナビ」への登録、職員の人的ネットワークを活用している。</p> <p>■改善課題            必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針の作成が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。
	<input type="radio"/> 2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
	<input type="radio"/> 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	<input type="radio"/> 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
コメント	<p>■取組状況 総合的な人事管理については、理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確にしている。法人として業務標準書（マニュアル）と働き方の指針等を基準として、仕事力・人間力評価による人事考課制度が実施され、庶務課長、養護課長、主任等で評価・分析し、最終施設長判断で決定している。6段階基準に基づいて業務遂行能力評価を実施し、給与に反映している。</p> <p>■改善課題 契約職員等に対して人事評価等の実施望まれる。</p>	



評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況  職員の働きやすい職場づくりについて、職員の就業状況等の労務管理に関する責任者は施設長とし、有給休暇の取得状況は庶務課長で、時間外労働の管理は養護課長が定期的に把握している。職員の健康管理はストレスチェックや定期的健康診断を実施し、インフルエンザ予防接種は、費用の半額負担し、調理員は毎月検便を実施している。施設長による年1回職員面談を実施し、人事考課制度による2人体制の上司による面談も行っている。スーパーバイザーを導入し、月2回職員へのアドバイスが行われている。退職金制度として福祉医療機構の社会福祉施設職員退職共済や社会福祉協議会年金共済に加入している。福利厚生事業としてソエルクラブに加入し、永年勤続表彰や見舞金、入学祝い金等の制度がある。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、年休時間単位の取得、育休明けの夜勤の免除、傷病休暇3日、現在育休を男性2人、女性1人が取得中である。ユニット化による勤務体制の改善等、法人としての体制が整備されている。</p> <p>■改善課題  着眼点8は職員の自己評価が61.4%となっているが、働きやすい職場づくりに関する更なる取組に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ 2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。
	○ 3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ 4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「人事考課制度キャリアパス要綱」を整備して人事考課制度を導入し、職員に期待する項目として規律性と協調性、責任感、積極性、危機管理とマネジメント能力が明記されている。6月の初期面談でリーダーと課長（又は主任）が職員に年間の目標（自信を取り戻す文書を作成できる等）をヒアリングにより確認して1次評価をしている。12月～2月のリーダーと課長による面談で2次評価を実施した後に、園長が確認して評価結果は給与に反映させている。</p> <p>■改善課題 「期待する職員像」達成のため、職員一人ひとりが振り返りを行い、自らの目標（目標項目、目標水準、目標期限）設定、及び職員が設定した目標について、進捗状況や目標達成度の確認のための面談の実施が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○ 5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況  業務標準書に職員の役割として①専門的役割を認識していること②自己研鑽と支援の質の向上に努めていること、③職員相互のチームワークの重要性を認識していることが明記され、職員に期待する項目について園長が講話を実施している。給与規程には職員に必要とされる専門資格が明記されている。研修計画が策定され、計画に基づいて研修を実施し、施設外研修受講者は報告書を提出している。次年度の計画作成時は職員の意向等を参考にして見直しにつなげている。研修内容として、リーダーによる「なぜこの施設で働くようになったか」の講話を追加する等、カリキュラムを見直している。県外の児童養護施設との職員交流研修を実施しており、「職員交流研修実施要綱」に基づく県内の他児童養護施設との交流研修はコロナ禍で中断している。</p> <p>■改善課題  研修計画に職員の教育・研修に関する基本方針と期待する職員像、各専門職種に必要とされる専門技術・資格等の追記が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	<input type="radio"/> 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	<input type="radio"/> 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	<input type="radio"/> 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	<input type="radio"/> 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員の専門資格の取得状況は、資格証明書を提出させて把握している。新任職員研修は、ケースカンファレンスやロールプレイ等も取り入れて11日間のプログラムを準備して実施し、日々の業務はリーダーが一緒について指導している。研修計画は、専門職種別や階層（新任、中堅、上級、園長、養護課全職員）別に作成され、研修が実施されている。職員は「被措置児童等虐待について」や「小規模かつ地域分散化の実践報告」、オンライン研修による「発達障害とは」や「トラウマインフォームドケア」、「インボイス制度・電子帳簿保存方法」等の研修を受講し、児童養護施設職員研究大会等にも参加している。外部研修の情報は朝会や申し送りで職員に提供している。研修の参加費と交通費を支給して受講時は就業義務を免除し、職員一人ひとりが研修に参加できるよう配慮している。児童養護福祉士（初級）認定講座を受講した職員が2人いる。スーパーバイザー設置要綱を整備してスーパービジョン体制を確立し、外部のスーパーバイザー2名が毎月、子どもの支援についてのケース会議と職員面接を実施している。日常的には園長と養護課長が職員からの相談に応じている。</p>	

評価項目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
	c	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況  実習生の受け入れに関する基本姿勢は、「オリエンテーションに関する要領」に明記されている。連絡窓口は養護課長で、「施設実習オリエンテーション」と「実習の心得（学生版）」の各資料に沿ってオリエンテーションを実施している。連絡事項や実習の心得、プライバシーの保護等について説明し、学校側から誓約書が提出されている。昨年は、社会福祉士資格取得のための相談援助実習（2名）と社会福祉現場実習（2名）、保育実習（4名）を受け入れている。実習内容やプログラムは学校と連携して準備し、相談援助実習は施設見学やワーク、行政手続き、及び自立支援計画の作成から発表まで、23日間のプログラムに沿って実施している。保育実習は専門職員の講話を含めて5日間で実施している。実習担当の養護課長は実習指導者の研修を修了している。学校側で開催される実習指導者懇談会に担当者が参加し、実習期間中に学校の担当職員が来園し連携している。養育里親登録前実習は里親支援専門員が担当し、昨年度20名を受け入れている。</p> <p>■改善課題  「オリエンテーションに関する要領」に、受け入れについての連絡窓口、及び子どもや職員への事前説明について追記した上で「実習生受け入れマニュアル」としての整備に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果	
Ⅱ－3 運営の透明性の確保			
Ⅱ－3－(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント	<p>■取組状況  ホームページで基本理念や運営方針、概要、養育・支援の内容や卒園後の自立を支援するための「美さと児童園自立支援会」の情報、決算報告、広報誌「愛する星たち」等が公開されている。定期的に第三者評価を受審し、評価結果は県のホームページで公開されている。毎月開催される地域自治会の会議に園長や主任が参加して法人や施設の活動等について説明している。施設が発行する広報紙やパンフレットには施設の存在意義や役割、施設の活動等についても記載され、自治会や関係団体等に配布している。</p> <p>■改善課題  苦情・相談の体制や内容、対応状況について公表しているが、社会的養護施設においては公開が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	<input type="radio"/> 2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	<input type="radio"/> 3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	<input type="radio"/> 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として、法人の定款や経理規程、文書取扱規程が整備され、施設の管理規程に職務分掌が明記されている。職務分掌と権限・責任については毎年、職員会議で職員に周知している。決算時に監事による内部監査を実施し、監査結果は理事会に報告されている。経理については毎月、税理士事務所より月次報告が出され、指摘事項は特になく、決算後に分析して前年比で評価され、監事に提出している。社会保険労務士の活用により規程等の改正を行っている。</p>		



評価項目		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	<input type="radio"/> 2	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	<input type="radio"/> 3	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
	<input type="radio"/> 4	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
	<input type="radio"/> 5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>地域との関わり方についての基本的な考え方は「地域交流規程」に記載されている。地域の祭りやイベント、美化活動等の自治会行事に子どもと一緒に職員が参加し、週末里親と一緒に参加することもある。地域福祉ネットワーク会議には園長が、自治会の会議には園長や主任が出席している。園内での餅つき大会開催時は地域に声掛けをし、ボランティアが参加している。研修室や駐車場、餅つき用の石臼等の地域への貸し出しもある。子どものニーズに応じて放課後等児童デイサービスや学習塾、スイミング、ピアノ等の利用を推奨している。職員は学校の部活動の父母会に参加し、学校の友人等が遊びに来たときは園庭で受け入れている。</p>	



評価項目			評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況  ボランティア受入れに関する基本姿勢と登録手続は「ボランティア受け入れ要綱」に記載され、施設の特性から、高校生までのボランティアは受け入れない方針も明記されている。学習ボランティアを受け入れ、高校生を対象とした電気通信関連会社のボランティアによる全5回のIT教室を開催し、クリスマスに向けて青年会議所のボランティアが園庭にイルミネーションを設置している。ボランティア受け入れ時は注意点を確認しており、餅つき大会に参加した地域のボランティアには資料を配布し、パワーポイントを活用して児童養護施設についてや行事の目的、注意事項等を説明し、ボランティア活動証明書を発行している。</p> <p>■改善課題  「ボランティア受け入れ要綱」に子どもや職員への事前説明やボランティアの配置等の必要項目を追記してマニュアルとして整備するとともに、守秘義務等の誓約書を提出させることが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	<input type="radio"/> 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	<input type="radio"/> 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	<input type="radio"/> 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>個々の子どもの状況に対応できる社会資源として、関係機関（学校、放課後等児童デイサービス、医療機関、児童相談所、週末里親、アフターケア相談室にじのしずく、行政機関、消防、警察等）の一覧表を作成して各ユニット事務室に掲示している。放課後等児童デイサービスの活用やアフターケア相談室にじのしずくとの連携等を職員間で共有し、子どものニーズに応じて自立支援計画に位置づけている。児童相談所と年2回のケア会議を開催し、沖縄地区相談業務・被害者支援ネットワーク連絡協議会、地域自治会会議等に定期的に参加している。学校との情報交換会やケース会議の開催、児童相談所と学校、病院等との個別支援会議の開催、並びに要保護児童対策地域協議会への出席、関係者会議（にじのしずく、訪問看護ステーション、職場）の開催等で、共通の問題の解決に向けた協働の取組もある。園長が小学校で「児童養護施設と学校の更なる連携について」の講話を行い、里親支援専門相談員が週末里親と連携している。</p>	

評価項目			評価結果
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○ 2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○ 3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>地域自治会の会議に参加する等、関係機関・団体と連携して地域の福祉ニーズの把握に努めている。里親支援専門相談員や県の事業である「こころサポート事業」担当職員（療育支援コーディネーターと心理士）を配置して地域からの相談に応じる機能を有している。2ヶ月に1回開催される里親サロンに交流の場として施設の研修室等を提供している。年2～3回、本島内にある他の3児童養護施設と里親会が協力して持ち回りでオープンスペース里親（勉強会、講演会、交流の場）を開催している。近隣市町村からはショートステイの要望があり、子育て相談を通して発達に課題を抱える子どもの対応等の地域ニーズがあることを把握し、児童家庭支援センター設置に向けて建設中である。</p>		

評価項目			評価結果
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○ 4	施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況          沖縄県の事業である「こころサポート事業」の実施を通して把握した「発達に課題を抱える子どもの対応について」等の里親家庭や地域のニーズに対し、フォスタリングチェンジプログラム（イギリス発祥の里親支援プログラム）を事業計画に位置づけて実施している。フォスタリングチェンジプログラム養成を修了した療育支援コーディネーターと里親支援専門相談員が、県内他施設の修了者（10名位）と連携し、今年9月から週1回（3時間の12回）の里親研修を独自活動として実施している。地域への貢献として、スペシャルオリンピックス日本のバスケット練習会場として集団指導棟を提供し、研修室を地域住民や民生委員、里親サロン等に開放し、駐車場や石臼を地域に貸し出している。こころサポート事業所として地域からの相談も受け、2ヶ月に1回、里親サロンを開催して養育・支援に関するノウハウを地域に還元している。</p> <p>■改善課題          心理士等の専門職員による地域住民への研修の実施等、公益的な事業に取り組むこと、及びリーダーを災害時対応職員（DWA T）として配置しているが、被災時に支援を必要とする住民の安全・安心のための備えや支援の取組についての検討が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な養育・支援の実施		
Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援		
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 2	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 3	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
コメント	<p>■取組状況 基本方針に「子どもの最善の利益を優先し・・・」や「子どもの存在そのものを認め・・・」と明示している。児童の権利擁護規程・細則を整備し、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」は掲示して年度初めに読み合せを行っている。子どもを尊重した養育・支援について、毎月の職員会議で園長が講話をしている。個々の支援場面における子どもを尊重した養育・支援については、業務標準マニュアルに職員の基本姿勢として職員の態度や子どもの呼び方等が明記され、給食会議に子どもも参加している。子どもには入所時に「大切なあなたへ」を配布して読み合せをし、各ユニット等に掲示し、CAP研修も実施している。職員は児童の権利擁護についてや被措置児童等虐待について等の施設内外の研修を受講している。男子棟では「アタッチメント形成における養育目標」について話し合い、「私は大切にされている、美さとに来て良かった」と感じてもらえるよう、「優しく名前で呼ぶ」や「誕生日に祝ってあげる」等、日常的ポジティブな養育行動（42項目）を作成して支援し、カメやトカゲの世話をする子どももいる。毎年、全国児童養護施設協議会人権擁護のためのチェックリストを活用し、分析の結果は職員会議で報告し、周知が必要な項目については取組の再確認をしている。</p> <p>■改善課題 男子棟で作成した日常的ポジティブな養育行動については、全職員で共有して支援することに期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
29	② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況  子どものプライバシー保護について、業務標準マニュアルに職員の基本姿勢として児童の人権や権利、プライバシーの尊重等について明記し、例規集に綴って職員に周知している。児童の権利擁護規程・細則が整備され、「児童養護施設での権利擁護について」を園長が講話している。各ユニットに浴室が設置され、職員は権利擁護等についての研修を受講し、プライバシーに配慮した養育・支援を実施している。幼児は畳部屋で、小学校以上は2人部屋とし、中高校生は1人部屋の対応もあり、プライバシーに配慮している。居室のドアに「ドアが閉まっている時のお願い」として「ドアをノックして下さい」等を掲示している子どももいる。子どもには入所時に権利ノート（大切なあなたへ）を配布してプライバシーについても説明し、ユニット内に掲示している。CAP年齢別ワークを実施し、絵本の活用等でプライベートゾーンや人との境界線について話し、掲示して子どもに周知している。</p> <p>■改善課題  プライバシーに配慮した養育・支援の手順（プライバシー保護マニュアル）の作成、及び2人部屋における着替えや就寝時のプライバシーへの配慮についての検討（カーテン等の仕切り設置）が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	
判断基準	a	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	子どもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
	<input type="radio"/> 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	<input type="radio"/> 3	施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別にていねいな説明を実施している。
	<input type="radio"/> 4	見学等の希望に対応している。
	<input type="radio"/> 5	子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもや保護者等に対する養育・支援の利用に必要な情報の提供については、パンフレットが準備されている。パンフレットは、基本理念や運営方針、基本方針や支援内容、園の行事や様子等が写真やイラストを使って作成され、A4版3枚分の大きさで色使いもよく、分かりやすい内容となっている。入所予定の子どもや保護者には児童相談所で施設についての説明がされている。保護者にはパンフレットで説明し、必要があれば居室の見学等にも対応している。パンフレットは昨年度見直している。</p>	



評価項目			評価結果
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		a
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
	○	2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
	○	3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>■取組状況  業務標準マニュアルに、入所前の情報を収集して子どもを迎えるための準備や成育歴の把握等の手順が記載されている。入所にあたっては、子どもや保護者に対して児童相談所による説明が行われ、入所の同意が書面で残されている。入所時は、「ようこそ、美さと児童園へ ～園生活を楽しく過ごすために～」の説明資料を活用して養護課長がユニット職員と一緒に説明している。説明資料には基本理念やめざす児童像、児童の権利擁護規程・細則から抜粋した「よりよい生活を送るために、児童が守るルール」、1日の大まかな流れや家族との交流、外出や行事等が記載され、読み合せもしている。その後、入所するグループで挨拶している。ユニットでは入所時の子どもの不安感を受け止め、ユニット職員から職員一同から、それぞれのウェルカムボードを作成して迎え入れている。夕食時に厨房職員にも挨拶し、権利ノートの読み合せも実施している。自立支援計画は、学校や関係機関との情報共有会を行い、子どもや保護者へのヒアリングも実施して作成し、説明して同意を得ている。意思決定が困難な子どもや保護者等の場合は、入所に向けての支援として児童相談所と情報交換会を行い、措置前交流として施設を見学してもらい、児童相談所と学校、関係機関と情報や対応を共有し支援している。</p> <p>■改善課題  意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についての手順の作成に期待したい。</p>		



評価項目			評価結果
32	③	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
	○	2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○	4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>■取組状況          養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたっては、家庭支援専門相談員が家庭復帰支援を行い、職業指導員にて高校3年生を対象に「にじのしずく」と協働し全5回の自立支援プログラムに沿って支援している。家庭復帰が可能な場合は、外出や外泊を増やし長期外泊も実施してケース会議を開催し、児童相談所と協議している。措置変更や家庭への移行は児童相談所が決定している。家族との交流が疎遠な子どもについては週末里親による家庭生活体験ができる支援をしている。家庭や地域への移行にあたっては、学校や要保護児童対策地域協議会と連携している。措置変更等、引継ぎが必要な場合は沖縄県が作成した「サポートえいぶるノート」を引継ぎ文書とし活用するなど人が記載した「関わる人に知っておいてほしいこと」のページは就職先に引き継ぐこともある。家庭復帰の際は施設で預かっている母子手帳や保険証、その他の書類を引き継いでいる。退園後の相談窓口は各ユニット職員や職業指導員、養護課長が担当し、退園後も相談できることを説明し、その後の学校や行政への手続き（住民票移動、転校手続き、児童手当申請、その他）等を記載した文書を渡している。</p> <p>■改善課題          退園時の引継ぎ文書は定めているが、養育・支援の継続性に配慮した手順を定めることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。			
33	① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
	<input type="radio"/> 2	子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	<input type="radio"/> 3	職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に参加している。	
	<input type="radio"/> 4	子どもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。	
	<input type="radio"/> 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント	<p>■取組状況          子どもの満足の向上を目的とする取組としては、毎年、食事の嗜好調査を行っている。各ユニットの職員は、日頃から個別に子どもたちとコミュニケーションを図るとともに、随時、子どもと職員が参加して日常生活での不満や要望等を議題としたユニット会議を開催し、「ユーチューブ視聴時の割振り」や「トイレの衛生的な使用方法」等を話し合い改善させている。食事の嗜好調査は栄養士が担当し、集計結果は、各ユニットに掲示し報告されている。調査後は栄養士をはじめ、養護課長、養護課事務所職員、児童指導員、厨房職員の他、ユニット代表の子どもたちが参加して給食会議を開催している。子どもたちから「夏場はおやつを週2回にしてほしい」や「タコライスの日を増やしてほしい」等の声に対応している。</p> <p>■改善課題          施設が行う養育・支援の改善に向けて嗜好調査以外にも、日常生活全般において子どもの満足を組織的に調査・把握していくことが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し、説明している。
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	○ 6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況          苦情解決の仕組みについては、「児童等の意見・申出等への対応に関する実施要綱」を整備し、園長を苦情解決責任者、養護課長を受付担当者とし、3名の第三者委員を選任している。苦情解決の体制を説明した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを各ユニット等の玄関や研修室、面会室等へ掲示している。入所時は、子どもに「権利ノート」や「入所のしおり」を配布し、苦情・相談窓口を説明している。保護者には、面会室の苦情解決ポスターを活用して説明している。各ユニット等や面会室には、「天使のこえ」と称した投書箱と記入用紙を設置し、記入用紙には、投書の内容や投書への回答方法を説明し、漢字には仮名をふる等、低年齢児にも理解できるよう配慮している。「天使のこえ」は、毎月1回、園長室に集められ、園長、心理士、第三者委員の立会いの下で開封し、苦情処理委員会で投書内容や対応策等について検討後、心理士が記録を整備し保管している。掲示板での回答を選択した子どもや無記名の投書については、個人が特定されないよう各ユニット等で掲載し公表している。</p> <p>■改善課題          「児童等の意見・申出等への対応に関する実施要綱」には、苦情に関する検討内容や対応策、解決結果等について公表することを明示しているが、社会的養護施設においては、苦情等申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開することが求められておりその実施が望まれる。          着眼点5が確認できないため評価基準によりC評価となる。</p>	

評価項目		評価結果
35	② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
判断基準	a	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
	b	子どもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
	c	子どもが相談したり、意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○ 2	子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもが相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、権利ノート「大切なあなたへ」を拡大し、各ユニット等の玄関に掲示し、複数の相談先や方法があることを伝えている。苦情解決のポスターには、苦情受付担当者や第三者委員、県の福祉サービス運営適正化委員会の連絡先を記載し掲示している。「天使のこえ」の設置場所には、投書による相談や意見について第三者委員の役割を紹介するポスターを掲示し、子どもたちに周知している。保護者には、面会室の苦情解決のポスターや「天使のこえ」の投書箱及び記入用紙で周知している。職員は、日常的に子どもたちへ声掛けし、表情や態度が気になる子どもには、部屋の入口にメッセージを添える等、子どもが相談や意見が言いやすい雰囲気作りに努めている。子どもによっては、事務室や各ユニット等の職員室での相談や1対1になって相談室を活用することもある。</p>	

評価項目		評価結果
36	③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	子どもからの相談や意見の把握をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
	<input type="radio"/> 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。
	<input type="radio"/> 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
	<input type="radio"/> 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
	<input type="radio"/> 5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
	<input type="radio"/> 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況  子どもからの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応について、「児童等の意見・申出等への対応に関する実施要綱」を整備し、子どもが相談しやすく意見を述べやすい環境作りに努めている。子どもの意見の把握に努めるため、職員と子どもが参加するユニット会議を実施したり「天使のこえ」の投書箱を設置し、子どもに活用を促している。相談や意見を受けた際の記録方法や手順等は、「児童等の意見・申出等への対応に関する実施要綱」を整備している。子どもの相談や意見に対して、毎月、苦情処理委員会に第三者委員が参加し、意見に関する回答の検討や必要に応じて子どもと面談を行う等、対応している。「天使のこえ」に「春休みに帰省した友人宅に泊まりたい」との要望に、ケース会議で検討を要する事を伝え、職員意見を反映し特例として対応した事例がある。</p> <p>■改善課題  「児童等の意見・申出等への対応に関する実施要綱」は、令和3年に改訂されているが、子どもからの意見や申出等の内容や対応結果の対応は、公表することとなっているが社会的養護施設では公開が望まれる。対応マニュアル等は、毎年検証することに期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
	○ 3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況  安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、「美さと児童園安全管理指針」を整備し、事故防止対策委員会が設置され、委員長は養護課長と明記されている。「事故発生時の対応マニュアル」や「事故発生後のマニュアル」の他、「危機管理マニュアル」を整備し、各ユニットホーム等に設置し、職員に周知している。特別な配慮を要する子どもには、個別のフローチャートを作成して掲示し、職員間で共有し対応している。毎月1回、養護課長とグループリーダーによる園庭の遊具や周辺の雑草の生え具合等を点検し、ブランコの修繕や草刈等、環境整備が行われている。施設玄関や出入り口には、不審者対策に防犯カメラを設置している。各ホーム等では薬品やハサミ・包丁等の刃物類は職員室に収納する等、安全対策を講じ、緊急対応にAEDを設置している。ヒヤリハットや事故発生時は、報告書を作成し、ユニット会議やグループ会議等で、再発防止に向けた検討と記録を整備し職員へ周知するとともに、年度毎に、園で発生した事故について集計・分析し、再発防止に取り組んでいる。他施設等で発生した事故や事件については、逐次園長から報告されスーパーバイザーによる暴力発生時の対応や防止に関する職員研修も実施している。</p> <p>■改善課題  事故防止策として、他施設等で発生した事故事例等を収集しているが、その事例をもとに職員参画による改善策や再発防止策の検討の取組が望まれる。</p>	



評価項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組みについては、「感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針」を整備し、毎月1回、感染症対策委員会が開催されている。全体職員会議では栄養士による「新型コロナウイルス感染症」の資料配布や「新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応」、「児童がインフルエンザにかかった場合の対応」等の職員勉強会が実施されている。「ノロウイルス感染防止マニュアル」や「食中毒防止マニュアル」、「新型コロナウイルス対応マニュアル」を整備し、各ユニット等に配置して職員へ周知している。感染症の予防に向けて、施設管理棟玄関では、外来者への対応としてサーマルカメラによる検温と手指のアルコール消毒を実施している。各ユニット等では、子どもたちに手洗いやうがいの徹底とユニット間の行き来を禁じている。「体調&amp;共用部消毒チェック表」に沿って、毎朝、子どもの検温等健康チェックを行い、体調不良の子どもは夜も実施している。ドアノブや食卓テーブル等の共用部の消毒を行っている。感染症や体調不良の子どもは、静養室や自活訓練室等の個室に移動させる等、感染防止に努めている。毎年、全児童を対象にインフルエンザの予防接種を実施している。</p> <p>■改善課題</p> <p>「新型コロナウイルス対応マニュアル」は、令和2年のコロナ発生時の対応となっており、感染症に関する法律や対応の変化に合わせて定期的にマニュアルを検証し見直すことが望まれる。児童養護施設は子ども対象の施設であり、子どもの感染症に関する対応マニュアルの整備にも期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	災害時の対応体制が決められている。	
	<input type="radio"/> 2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	<input type="radio"/> 3	子ども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	<input type="radio"/> 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
コメント	<p>■取組状況  災害時における子どもの安全確保のための取組みは、災害時の対応体制が消防計画の「自衛消防組織と任務分担」に明記されている。園長が自衛消防隊長で、庶務課長が防火管理者とし、リーダーを災害時対応職員(DWAT)として配置している。災害対応マニュアルとして、火災・地震・台風対策マニュアルが整備されている。消防実施計画により、毎月、火災や地震発生等を想定した避難訓練を実施し、報告書が作成されている。子どもの安否確認は、訓練時に点呼で確認し、職員の緊急連絡網も整備されている。消防設備の定期点検も5月と10月に実施されている。備蓄は、ローリング方式により、水・レトルトのごはんやカレー・缶詰等を栄養士が管理し、子どもや職員も含め3日分を確保している。災害時非常時用献立を1週間分用意している。</p> <p>■改善課題  災害時においても養育・支援を継続するため事業継続計画(BCP)の策定と必要な対策と訓練の実施が望まれる。備蓄については、地域小規模施設への配置と飲食物品や備品類も含めた備蓄リストの整備及び食物アレルギー対応の食品の追加に期待したい。</p>		



評価項目		評価結果
Ⅲ－２ 養育・支援の質の確保		
Ⅲ－２－（１） 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。	a
判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○ 2	標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>養育・支援について、標準的な実施方法（マニュアル）の文書化とそれにもとづいた教育・支援の実施については、個人情報保護規程や児童の権利擁護規程等、31の例規集やボランティア受け入れ要綱やアレルギー対応マニュアル等、46余の要綱・マニュアルを綴った業務標準マニュアル集を整備している。業務標準マニュアル集は、各ユニット等に配布して職員に周知し、新人職員への説明や気になる事案が発生した場合は、個別にマニュアルの読み合わせを行っている。「児童の権利擁護規程」や「施設実習オリエンテーション及び実習の心得」等には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。毎年、人事考課時に主任とリーダーが業務標準マニュアルに沿って実施しているかをチェックし評価している。</p>	

評価項目			評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	○ 2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
	○ 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント	<p>■取組状況  標準的な実施方法（マニュアル）について見直しをする仕組みの確立については、施設として検証の時期や方法についての定めはないが、「児童の意見・申出等の対応に関する実施要綱」は、令和3年8月に改訂され、「安全管理指針」は令和2年8月に見直している。今年度は、5月に「美さと児童園自立生活体験自活訓練室活用要綱」や1月に「自立支援計画票作成マニュアル」を新たに整備しているが、「新型コロナウイルス感染症予防マニュアル」は、第5類移行後も令和2年作成時のままになっている。「天使のこえ」の投書から「おこづかいを上げてほしい」との意見があり、職員会議で検討し、「小遣い取り扱い要領」を見直し、対応した事例がある。</p> <p>■改善課題  マニュアルは、施設として検証・見直しに関する時期やその方法について定めることと、毎年検証し、必要に応じて見直すことが望まれる。各種要綱や規程を実践するための手順書（業務マニュアル）の作成に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。		a
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。	
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○ 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○ 4	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	
	○ 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○ 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画の策定について、責任者は養護課長が担っている。自立支援計画は「自立支援計画作成について」のマニュアルに基づいて作成されている。具体的には、年2回（6月・12月）①子どもの意向「振り返りシート（私の育ちプラン前期1）」「なりたい自分になるプラン（私の育ちプラン後期2）」②保護者の意向③市町村・保育所・学校・職場・病院やリハビリの意見を確認し、④児童相談所との協議内容⑤支援方針⑥支援計画策定及び評価⑦子ども、家庭、地域にそれぞれ「長期目標・短期目標・支援上の課題・支援目標・支援内容・方法等」を記入し、担当者が作成し、ユニット会議、専門職・課長・会議を経て、後に担当者が修正し、再度自立支援計（施設ケア資料等）を専門職・課長会議で確認し、園長から児童相談所へ自立支援計画等を提出している。支援困難ケースは、心理士などの専門職が中心に各関係機関、学校や、医療機関と連携し、担当職員が適切な養育支援が行えるようにしている。</p>		

評価項目			評価結果
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		a
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。	
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○ 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○ 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日々の子どものかかわりなどがネットワークシステムに入力され、各ユニット等の職員や専門職員、養護課長が自立支援計画通りに養育・支援が行われている事を確認できるようになっている。毎月の会議などで、各ユニット等の担当者と専門職員、主任や課長と支援内容の確認や新たなニーズへの対応が協議されている。評価を半年ごとに作成し、施設長、養護課長、担当者、児童相談所も含めた合議を開催している。「自立支援計画作成について」のマニュアルに基づいて見直しを行う時期、検討会議の種類や参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等が組織的に定められている。入所後（半年以内）に子どもの意向を確認し事前に把握していた養育支援等の変更などがある場合は、必要に応じて自立支援計画を児童相談所と合議し変更している。自立支援計画の様式に記載すべき内容を職員に周知し、評価、見直しで達成できない場合や新たなニーズや養育支援について明確に記載されている。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ－２－（３） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	①	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。
	<input type="radio"/> 2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
	<input type="radio"/> 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	<input type="radio"/> 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	<input type="radio"/> 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
	<input type="radio"/> 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設が定めている様式は、子どもの課題、子どもの意向、保護者の意向、市町村や保育所・学校などの意見、児童相談所との協議内容を踏まえ子どもや家庭、地域の長期目標、短期目標、評価や見直し等の記述欄があり、施設の統一した様式がある。日々の子どもの様子や担当のかかわりなどネットワークシステムの入力から記録を確認できる。記録から養護課長や各専門職員が、職員の養育・支援のかかわりや子どもの姿、記録の仕方を確認し、適切に担当職員へ対応している。学校や医療関係者等の連携が行われた際には、担当者や各専門職員が個別の記録に対応状況を入力する事で、タイムリーに職員間で情報共有できるようにしている。小規模施設では個人記録の他にネットワークシステムの掲示板を活用し子どもの養育・支援など方法について意見交換、情報共有している。記録からひとりの子どもの内面を理解する事の必要性に気付けるよう、専門職員のアドバイスを参考に勉強会を実施し、支援の在り方を振り返る取り組みがある。</p>	

評価項目		評価結果
45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/> 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/> 3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/> 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/> 6	個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況  子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護規程」や「文書取扱規程」が整備され、子どもの記録等の保管、保存、廃棄、情報提供について明記されている。記録管理の責任者は、庶務課長となっている。管理規程や就業規則の服務規律に職員の守秘義務と個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法が明示され、違反した場合の懲罰が規定されている。子どもに関する記録は、職員による持ち出しを禁じ、キャビネットで保管している。職員採用時は、雇用契約書に守秘義務を明示し、誓約書を提出させている。初任者研修においては、個人情報や措置書の理解について受講し、朝会や全体会議でも守秘義務の徹底について、園長による講話があり、職員は遵守に努めている。子どもの就学においては、学校への子どもや保護者の個人情報の利用について保護者へ確認しているが、書面による同意は得られていない。保護者から、記録開示の要求に児童相談所と調整し対応した事例がある。</p> <p>■改善課題  個人情報の適正な取り扱いに向けて施設としての「個人情報の保護方針」の策定や個人情報を利用する場合とその目的を定めた「個人情報の利用目的」の公表が望まれる。個人情報の利用に際しては、保護者等への説明と同意を得ることが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援		
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 <span style="float: right;">a</span>
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
	c	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	<input type="radio"/> 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
	<input type="radio"/> 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	<input type="radio"/> 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組の徹底については、「児童の権利擁護規程」や「児童の権利擁護規程細則」を整備するとともに「全国児童養護施設協議会倫理綱領」を研修室に掲示して職員に周知している。職員は「児童の権利擁護」や「児童理解・支援について」等の研修を受講し、全体会議や新人研修では、「児童の権利擁護規程や細則」や「倫理綱領」の読み合わせを行う等、理解に努めている。子どもの権利擁護の内容として、子どもの意向、意見、苦情が述べやすい配慮については、「天使のこえ」の投書箱の設置や第三者委員との個別面談が行われ、各ユニット会議や給食会議に子どもたちも参加し、意見表明の場を設けている。自立支援計画についても必ず子どもの意向や希望を確認して作成している。権利についての説明は、入所時に権利ノート「大切なあなたへ」を配布して読み合わせるとともに、各ユニット等の玄関に掲示して周知している。権利侵害の防止と早期発見するための取組は、毎年、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いて全職員、園長と面談し、ケース会議やリーダー会議等でも「子どもの権利擁護と支援上の悩み」や職員の気になる対応がなかったかを確認している。「就業規程の服務規律に 禁止事項として「政治的及び宗教的意図を持って教示、扇動すること」が明示され、現在、教会に通う子どももおり子どもの思想や信教の自由が保障されている。</p>	



評価項目			評価結果
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	判断基準	a	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。
		b	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。
		c	子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
		<input type="radio"/> 2	子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。
		<input type="radio"/> 3	職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
		<input type="radio"/> 4	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
		<input type="radio"/> 5	年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもに対し自他の権利について正しい理解を促す取組として各ユニット等の玄関に権利ノート「大切なあなたへ」を拡大して掲示し、子どもたちに周知している。入所時は、「入所のしおり」を活用し、「児童が守るべきルール」を読み合わせ、他者の尊重や自他の権利について説明している。小学生等 低年齢児には「いいタッチ・わるいタッチ」の絵本を活用し、「自分と他人との距離感」を教え、高年齢児には、「権利ノート」を活用して説明し、心理士が「プライベートゾーンや人との境界線」について話し、自分の体を大切にしよう伝えている。子ども間のトラブルで暴力が発生した時は、双方の話を聞いた上で「喧嘩になっても暴力は良くない。暴力は人を傷つけること」と伝えている。職員に対しては、スーパーバイザーによる「愛着と境界線」についての研修が実施され、日常生活の中で「他の子どもの部屋に入らない」や「物の貸し借りはしない」、「タオル等の日用品を個別化する」等に取り組んでいる。男子棟では、ユニット独自に「アタッチメント形成における養育目標」を掲げ「温かいご飯を一緒に食べる」、「笑顔で接する」、「子どもの不安な気持ちや悲しい気持ちを受容する」等の「日常的ポジティブな養育行動」を提案し、子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることが伝わるようにと実践している。行動や発達に障害のある子どもに対して思いやりの気持ちで接するよう日々の支援の中で子どもたちに伝えている。</p>	

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組			
48	A③	① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	判断基準	a	子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。
		b	子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。
		c	子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。
		<input type="radio"/> 2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。
		<input type="radio"/> 3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
		<input type="radio"/> 4	事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。
		<input type="radio"/> 5	子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。
		<input type="radio"/> 6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どもの発達状況に応じ職員と一緒に生き立ちを振り返る取組として、近年は、高年齢児童の入所が多数を占め、事実を伝えることが稀有となっている。過去においては、子どもの状況に応じて児相と内容を調整した上、ケース会議で伝え方や内容を検討、共有して事実を伝えた事例があった。「親の状況が知りたい」と希望した子どもには、児童相談所と相談し、保護者から子どもが直接聞いた事例がある。保護者の状況を聞いた後は、家庭支援専門員が保護者との面談を重ね、その都度、保護者の生活状況を伝えることで子どもの安心に繋げている。子どもが生活していた自宅周辺や利用していた公民館に行きたいと意思表示した時は、職員が同行する等対応している。毎月、園だよりに子ども一人ひとりの生活状況を掲載し、保護者に送付している。子どもの成長がわかるように誕生日や行事等は、動画や写真を撮りデータ化し、時折、写真にして子どもの部屋に飾ったりしている。子どもが写真を見たいと要望した時は、データを開いて一緒に見る等対応している。家庭復帰した子どもに写真を整理し、アルバムにして提供した事例もあるが、現在は、退所時にメモリアルスナップにして提供している。</p>	

評価項目		評価結果
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
49	A④	① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。
	○ 2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
	○ 3	子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
	○ 4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
	○ 5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員による虐待や体罰等があった場合の取り組みについては、「被措置児童虐待防止ガイドライン」や就業規則に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。権利擁護規程細則には、施設内虐待が発生した場合の対応として、「発見した者は、園長、理事長に通告することや通告者が不利益を受けない」ことが明記されている。子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法については、「権利ノート」を活用して説明し、子ども自ら訴えることができるよう支援している。1月はCAPワークショップでの学習も予定している。毎年、子どもに対して「いじめ等に関するアンケート」を実施し、子どもが受けた暴力の種類や暴力を行ったのが子どもか職員かが記入できるようになっている。職員は、「被措置児童等の虐待防止」や「児童の権利擁護について」等の外部研修や園内研修に参加し理解を深めている。毎年、「人権擁護のためのチェックリスト」を活用し、園長による個別面談が実施され、不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	

評価項目			評価結果	
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア				
50	A⑤	① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a	
	判断基準	a	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	
		b	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。	
		c	子どものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	
		<input type="radio"/> 2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
		<input type="radio"/> 3	子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 4	家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>子どものそれまでの生活のつながりの重視や移行期の支援については、入所が決まった子どもに対しては、事前に職員との面会や施設見学に対応している。受け入れ会議では、子どもの情報を基に配慮すべき事項を確認している。入所初日は、面会した職員が出迎え、ウェルカムボードを用意し、各ユニット等の子ども全員で温かく迎えるよう配慮している。入所した子どもの不安感を受け止め、子どもへの声掛けを多くするよう努め、居室も低年齢児は職員室の隣にし、兄弟で入所の子どもたちは同室にする等配慮している。入所日の夕食は、入所した子どもの好きなメニューを用意し、歓迎会を行っている。子どもの家庭復帰に向けての取組は、家庭支援専門相談員が対応し、保護者との電話 交流や面会交流を調整し、段階を踏まえて外出や一時帰宅を重ね、児童相談所と協議し決定している。退所後の対応については、家庭支援専門相談員、養護課長、ユニットリーダーが市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、保護者や子どもの情報提供等、対応している。子どもの家庭復帰後は、安定した生活が送られるよう家庭支援専門相談員やユニット職員が家庭訪問している。他施設や里親支援等への措置変更は、養護課長や里親支援専門相談員が対応し、就職や進学で退所の子どもには、職業指導員によるアフターケア相談室「にじのしずく」と連携した支援が行われている。</p>		

評価項目			評価結果
51	A⑥	② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
判断基準	a	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。	
	c	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
	○ 2	退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。	
	○ 3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	○ 4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
	○ 5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生時の連絡などにも対応している。	
	○ 6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	
コメント	<p>■取組状況 安定した社会生活のためのリービングケアと退所後の支援については、なりたい自分を考える「わたしの育ちプラン」等で将来の希望を把握し高校生を中心に支援している。大学進学を希望する場合は公的支援団体の生活資金や家賃助成、奨学金等の情報を提供するほか、施設独自の「美さと児童園自立支援会」で学費・家賃・運転免許取得助成等を支援している。民間企業によるサポート事業（自立支援プログラム）を利用した就労体験の実施や、職業指導員を中心に、面接の方法、履歴書の書き方指導や、アパート契約、市役所等での住民異動について同行支援している。また、退所に向けて2泊3日の自活訓練室を活用した一人暮らしのトレーニングを実施し調理指導等も行っている。退所後は、ユニットの担当職員や職業指導員が定期的に電話連絡を行い現状を把握して必要な情報提供や支援を行っている。近年アフターケアについて「にじのしずく」と連携し、措置解除から5年以内の利用まで拡充されたため、職業指導員は令和元年以降の卒園者に電話連絡等を行い、就業や生活状況等を把握した記録を作成し必要に応じた支援が行えるよう整備している。各ユニット等には、卒園者のプロフィールや近況等を紹介する文書や写真、施設で過ごした感想等が掲示されている。</p> <p>■改善課題 コロナ禍で中断している退所者から入所中の子どもたちに向けた「講話」や交流会等の再開に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-2 養育・支援の質の確保			
A-2-(1) 養育・支援の基本			
52	A⑦	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	判断基準	a 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	
		b 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。	
		c 子どもを理解しようしていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	
		<input type="radio"/> 2 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
		<input type="radio"/> 3 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
		<input type="radio"/> 4 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
		<input type="radio"/> 5 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は児童相談所から送られてくる関係書類で子どもの生育歴等を把握し、被虐待体験や分離体験等に伴う苦痛や怒り等、子どもの気持ちを理解し受けとめている。児童相談所との合議内容を踏まえた自立支援計画に基づいた、日々の子どもの様子や担当者のかかわり、専門職員の関係機関との情報提供システムの記録から全職員が子どもの変化に気付き、適切に対応している。子どもの暴言などのトラブルや生活面でチック症などの症状があった場合は、支援をしても行動に変化がないことから、専門職員からのアドバイスを受け、勉強会を実施し、これまでの子どもの成育歴や背景を理解し、学校での様子を聞くなどして、子どもの行動を受容し見守ることで、子どもの表情が明るくなり自分の気持ちを表現する事で、行動も改善されるなど、子どもに寄り添い、適切に対応している。不登校や行き渋りについては、学級担任と連携して情報を収集し、子どもの気持ちを一番に考えて職員間で連携し対応している。心理士との定期的な面談や病院受診などから心理的課題を把握し対応を学び、子どもの心に寄り添う支援に努めている。早朝登校や週末の部活動やボランティア活動時の送迎を行い、車中で会話を通して自分の気持ちを整理できるよう支援している。</p>	



評価項目			評価結果
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	
	b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。	
	c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
	<input type="radio"/>	2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
	<input type="radio"/>	3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
	<input type="radio"/>	4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
	<input type="radio"/>	5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
	<input type="radio"/>	6	夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>ユニット等を基盤としていることから、職員と子どもの距離が近く、職員との信頼関係も築きやすく、小集団で一人ひとりの子どもの状況に応じて柔軟な対応ができています。（例：行事で衣装が必要になり「今日購入したい」要望に対し、担当が「今日は、みんなでお買い物体験をしよう。」と呼びかけ、ユニットの希望する子どもとの買い物に出かけている。「小動物を飼育したい。繁殖させたい」子どもに対して、担当が一緒に方法を調べ、繁殖を成功させている。玄関などの入り口やリビングなどの飾りつけ、食事の準備片付け、入浴の順番、清掃、ゲームやテレビ視聴の時間について、各ユニット等で子どもと職員で話し合い決めている。幼児や小学生においては不安な時は、子どもの部屋や職員室で添い寝し、「女性の職員がいい」の要望に近隣ユニットで相談し対応している。</p>		



評価項目			評価結果
54	A⑨	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	判断基準	a	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。
		b	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。
		c	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。
		○ 2	子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
		○ 3	子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
		○ 4	子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
		○ 5	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>快適な生活を主体的に身に付けるよう、各ユニット等で定期的に話し合いを開催し、子どもと職員が話し合い、生活の仕方や行事の持ち方などを考えている。小規模施設では毎日の食事の食べたい献立やみそ汁のだしの取り方からマニュアルにして、子ども自身で食事に関心を持ち取り組めるようにしている。ユニットの調理実習では「子どもが作って食べたい」メニューを栄養士から調理の手順をアドバイスしてもらい、年に数回実施している。「小動物を飼育したい、繁殖させたい」思いを叶えられるよう、飼育方法や繁殖について職員と調べ日々の世話を通して繁殖に成功している。動物や乗り物を工作用モールで製作したい気持ちを充足させるために、子どもの作品を施設内で職員などに販売し、モール購入費用に充てている。子ども一人ひとりの発達を考慮し、頑張りを応援するための取組として、園長は、「貴重なアニメのカード」の寄付をご褒美として利用している。家族と一緒に過ごせない子どもに対しては、小規模施設に入所させて、家庭により近い支援を行っている。記録や会議で子どもの「頑張りを」を把握し、全職員で賞賛や励ましの声かけをしている。友達とうまくいかないことや上手く行動できないときに子どもから話したいと思えるように、職員は傾聴し、寄り添い一緒に考える対応をしている。登校渋りについて、子どもの意向を把握し、大人が出来る支援を具体的に子どもから提案してもらい実践している。できたことを職員全体で認め自己肯定感が身に付くようにしている。</p>	

評価項目			評価結果
55	A⑩	④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
判断基準	a	発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	
	b	発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。	
	c	発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
	<input type="radio"/>	2	日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応じている。
	<input type="radio"/>	3	幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
	<input type="radio"/>	4	学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。
	<input type="radio"/>	5	子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。
	<input type="radio"/>	6	幼稚園等に通わせている。
	<input type="radio"/>	7	子どもの学びや遊びを保障するための資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設内には集団指導棟（体育館）があり、ドッチボールやバスケット、バレー、バトミントン等雨天時を含めて、体を十分に動かすことが出来ている。中庭に滑り台等の遊具があり、小学校低年齢児はヘルメットや膝あてを着用し、自転車に挑戦できるようにしている。各ユニットやグループホームのリビングには、ゲームやユーチューブをみる事ができるテレビを設置し、子どもの要望に応じた絵本や図鑑、漫画などがあり玩具（トランプ、けん玉、ラジコン、ままごと、野球用具、サッカーボール）等を準備して活用されている。スイミングやピアノ、学習塾、ダンス教室に通っている子もいる。子どもの学習において「読む」ことはできるが、「書く」困難さがあると診断された子どもへの対応を職員間で共有し支援している。小学生は、絵画活動を通して自己表現出来るように、ボランティアを受け入れ、体験が出来るようにしている。大学受験に向け、浪人している子どもが、学習塾やファーストフード店で学習出来るようにしている。学園祭に同じユニットの子どもと職員が参加している。ホテルのレストランから招待され、コース料理などのマナーを身に付ける機会がある。</p>		

評価項目			評価結果
56	A⑪	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
判断基準	a	生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	
	b	生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。	
	c	生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
	○	2	子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。
	○	3	地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。
	○	4	発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。
	○	5	発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日常生活において個人で身に付ける習慣においては、各ユニット等において少人数で過ごしていることから職員との信頼関係が築きやすく、日常的な挨拶や食事の準備や片付け、自分の部屋の掃除や衣服の調節や衣替え、起床就寝時間の自己管理や登下校の仕方など、家庭生活で身に着けることを一人ひとりの子どもの状況に応じて、支援している。週末には施設内で自転車が乗れるように場所や職員配置を工夫し支援している。子どもと相談して決めた各ユニットなどの守るべき規範に対して、不都合が起きた場合に、ユニットの会議で話し合いをし、子どもの気持ちを大切にしながらも相手の気持ちに気づかせるような支援を行っている。健康管理に関しては、不安や体調不良について、職員へ伝えることや、感染症予防に向け、起床時の検温や帰宅した際の手洗いうがいを徹底する取り組み、ニュースからインフルエンザなどの感染状況を話題にし、対策に気づくような会話を通して支援をしている。小学生は地域のごみ拾い、中高校生は、RBCのビーチクリーン活動や試写会イベントのボランティア活動に参加している。小規模施設では電話機の近くに電話の受け方についてのマニュアルがあり、子どもたちが率先して電話の対応ができるようにしている。インターネットやスマートフォンの使用について子どもと話し合い守るべきルールを決めて、インターネットやSNSに関する知識が身につくように、専門の業者の講座を定期的実施し支援している。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(2) 食生活			
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	判断基準	a おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	
		b おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。	
		c おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1 楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
		<input type="radio"/> 2 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	
		<input type="radio"/> 3 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
		<input type="radio"/> 4 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
		<input type="radio"/> 5 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	
	コメント	<p>■取組状況  おいしく楽しみながら食事ができる工夫については、各ユニット等のリビングダイニングで職員が子どもと食事を共にし、コミュニケーションを取りながら適切な食事指導を行っている。少人数のため発達障害の児童も緊張せずに食事できている。食事は一汁三菜のバランスの良い食生活が身につくように支援され、チャンプルー類やクレープイリチー・イナムドウチなど沖縄の食文化を伝えるメニューも多く取り入れている。帰園時間が遅い子の分は取り置きして、ユニット毎に整備されている家電品の使用で、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供している。子どもたちは冷たいおやつ等を各自で冷蔵庫に保管して思い思いに楽しんでいる。栄養士は、給食会議の開催や嗜好アンケート調査等を実施し、子どもたちの意見を取り入れ朝のパン食やおやつにアイスを増やす等している。地域小規模の男子寮では、栄養バランスについて栄養士に相談しながら一人ひとりの児童が希望するメニューを取り入れた食事を調理・提供している。病気の時は、おかゆやソーメン汁、子どもが好きな物で体力を回復できるよう支援している。アレルギーに対応した除去食を提供し、残食調査では煮物をカレー味に変えるなど工夫している。高校生に対しては自立に向けて、週3回の弁当づくりを各児の意欲や状況に合わせて支援し、調理実習は夕方時間帯に設定して学校から帰宅後に個別に受けられるよう配慮している。また、子どもたちには土日のおやつ作り等で料理が楽しくなるよう支援している。地域小規模では、食器は瀬戸物を使用し、また女子寮では毎日の食材を近隣のスーパーマーケットで児童と一緒に購入するなど家庭的で楽しい食事づくりに努めている。</p> <p>■改善課題  地域小規模の男子寮では、児童の好きなメニューを取り入れ楽しい食事ができるよう支援しているが、子どもの嗜好に偏らない工夫や沖縄の食文化を伝えるメニューについて期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(3) 衣生活		
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 a
判断基準	a	衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
	b	衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
	c	衣類が十分に確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
	○ 2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
	○ 3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
	○ 4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。
	○ 5	衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。
	○ 6	発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>衣類の確保と衣習慣の習得については、幼児・小学生については職員が毎日衣類の洗濯を行い清潔にしており、季節ごとの衣替え等も行っている。中高生は必要であれば洗濯を手伝うが、自分好みの柔軟剤を使用し自身で洗濯する児童もいる。また、中学生以上には、アイロンがけやボタンの補修等を手本を見せて自身で出来るように指導している。衣類は、居室内の収納棚等に自分で整理するよう各自のスペースが確保されている。年2回の衣類購入では、中高生は自分で好きな服を選んで購入し、小学生は職員が同行し子ども自身に選んでもらっている。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 住生活		
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 <span style="float: right;">b</span>
判断基準	a	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
	b	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
	<input type="radio"/> 2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
	<input type="radio"/> 3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
	<input type="radio"/> 4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
	<input type="radio"/> 5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
	<input type="radio"/> 6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。
	<input type="radio"/> 7	発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。
コメント	<p>■取組状況 居室については平成30年にユニット化し、幼児部屋を除いて一人または二人部屋となっている。ユニットでは子どもたちが安全に遊ぶことができる芝生の中庭があり、小規模では野菜作りのできる畑や果樹がある。各ユニットごとに必要な家電が整備され、フローリングの温かみのある空間が確保されている。施設内はユニットごとに飾り棚や水槽、絵画が展示され、男子ユニットでは職員手作りの本棚に子どもたちに人気のアニメ全集が整理され、爬虫類の飼育スペースも確保されている。ユニット間は中廊下で繋がりが緊急時には開閉することで安全性が保たれている。歯磨き用具やタオル等は個人所有とし分離設置され衛生が保たれている。リビングや台所はきれいに清掃され、家具什器も破損なく整備されて、お箸とコップは個人のものを使用している。小学生の子どもたちには机や引き出しの整理整頓、中学生以上の子どもたちには寝具の整頓や居室の清掃が身につくよう支援している。</p> <p>■改善課題 各ユニット等の居室のプライバシー保護について、カーテン等の仕切りの検討が望まれる。一部の居室では私物が散乱していたので、さらなる整理整頓の指導が望まれる。</p>	



評価項目			評価結果
A-2-(5) 健康と安全			
60	A⑮	① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
		b	一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し、必要がある場合は対応しているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。
		○ 2	健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
		○ 3	受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるように、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
		○ 4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>医療機関と連携した子どもの心身の健康管理については、毎日の検温や子どもの表情等から健康状態を把握している。嘱託医が配置され、年2回の健康診断や受験生等のインフルエンザ予防接種、急な発熱等の相談ができる体制がある。服薬はユニットごとに管理し、服薬チェック表を活用して飲み忘れや誤配薬がないように努めている。児童精神科等を受診した際の情報は朝会等で情報共有し、治療や服薬が必要な場合は、子どもがその必要性を理解できるように医療機関と連携し説明している。発達障害やアレルギーに関する研修を行い、職員の知識を深めている。</p>	



評価項目			評価結果	
A-2-(6) 性に関する教育				
61	A⑯	① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		b
		判断基準	a 他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	
		b 他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。		
		c 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。		
		n わからない、判断できない。		
	着眼点	<input type="radio"/> 1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 2	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
		<input type="radio"/> 3	性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
		<input type="radio"/> 4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員や子どもに対して実施している。	
	コメント	<p>■取組状況            他者の性を尊重した他者との付き合いについて、他者との適切な距離「境界線」を考慮した支援について取り組んでいる。低年齢児は絵本やイラストを活用しプライベートゾーン等について説明し、中高生等はネット情報等を活用して、心理士、個別対応職員、ユニット職員等で誰が説明した方がいいかを検討し子どもの疑問や不安に応じている。小学生はいじめ、中学生は困った時のSOSの出し方、高校生はデートDVについてのCAP研修が実施されている。また、性をめぐる諸課題に対する対応マニュアルとして「子どもの性的問題行動への対応マニュアル」と「美さとプロトコル」が策定され運用されている。</p> <p>■改善課題            子どもたちに他者の性を尊重する心を育み、正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達の状況に応じたカリキュラムの整備が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
62	A⑰	① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	判断基準	a	子どもの行動上の問題、及び問題状況に適切に対応している。
		b	子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
		c	子どもの行動上の問題、及び問題状況に対応できていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
		○ 2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
		○ 3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。
		○ 4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は送迎時の車中や日常生活の中で子どもたちの思いを聴いている。児童間の暴力等で子どもがパニックになったときは当該児童を分離してタイムアウト、クールダウンしてから状況を確認している。子どもの暴力・不適応行動については、子どもの暴力問題への対応の基本マニュアルに基づき、ケース会議で対応について情報共有し、同室の児童には子どもたちの安全を図るため適切な距離を保つよう支援している。心理士を中心に子どもの心情や医療、環境等の背景を把握し理解を深めながら、個別の緊急対応方法を策定し職員連携で暴力等を防ぐように対応している。児童相談所や医療機関とも連携し、関係者で協力して職員が子どもの問題を抱え込むことがないよう外部スーパーバイザーを活用して対応職員のフォローに努めている。繰り返し問題がある児童については、専門機関、児童相談所、警察等と連携を図り対応について協議している。</p>	

評価項目		評価結果
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 a
判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
	b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
	c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
	○ 2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
	○ 3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
	○ 4	大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
	○ 5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
	○ 6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>問題発生予防のため、ユニット内で死角になる空間を意識し、職員での見守り等を行っている。入所時に各ユニットホームの児童の状況を職員間で話しあい、児童にとってよりよい生活ができる場所に入所させている。子どもの暴力問題への対応の基本マニュアルを整備し、暴力や不適切対応に関する専門職等による面談やユニット職員の気づきから、暴力等トラブルがある場合はすぐに職員が介入し、必要に応じてケース会議を開催して子ども達の部屋移動も含め検討している。課題のある子どもに対しては、児童相談所や関係機関と連携し、心理士が個別の対応方法について作成し、暴力からの緊急避難策等も含め対応している。職員はユニット間で業務を助け合うことで、人間関係やコミュニケーションの大切さを確認している。暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合は、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応し、子どもの性的問題行動への対応マニュアル等を整備し子ども間の性的加害・被害の把握と適切な対応に努めている。課題が生じた児童に対しては、施設内で会議を開催し、保護者や関係機関との調整を行っている。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(8) 心理的ケア			
64	A19	① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
判断基準	a	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	
	b	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。	
	c	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。
	<input type="radio"/>	2	施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
	<input type="radio"/>	3	心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
	<input type="radio"/>	4	職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。
	<input type="radio"/>	5	心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。
	<input type="radio"/>	6	児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>虐待等で心理的ケアを必要とする子どもが多数入所している。児童相談所から提供される支援方針をベースに、外部機関の心理士との面談継続や、スーパーバイザーからの助言を受け、児童それぞれのニーズに合わせた心理支援プログラムが自立支援計画に基づき実施されている。支援する児童の決定については、事前アンケートでユニット職員一人ひとりの意見を把握し、3人の心理士（心理療法担当、個別対応職員、こころサポート事業の心理士）で分担し調整するなど施設全体で支援に取り組んでいる。園内でロールプレイを含むケース会議を行いながら職員間で研修・連携し、必要に応じ外部専門家のスーパービジョンを受けている。スーパーバイザーは問題のある児童を直接面談し、全職員に対しても個別に面談を行っている。基準を上回る専門職（心理士）の配置が行われ、心理療法室も整備されている。保護者説明については児童相談所と連携し心理士等も一緒にわかりやすい説明を行い、面談や電話等で保護者への助言・援助を行っている。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	判断基準	a 学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。	
		b 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
		c 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
		○ 2 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
		○ 3 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
		○ 4 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
		○ 5 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>学習環境の整備と学習支援については、ユニット内の居室に個別の学習机が配置され居室以外でも学習に利用できる部屋が確保されている。日課では学習時間を設けて小学生以下は職員が宿題を見たり、学習ボランティアを活用し学習習慣が身につくよう支援している。高校卒業後に塾に通い大学進学した児童もあり、受験生以外でも希望する子どもには学習塾の利用支援がある。就寝前は忘れものがないよう声かけし、小学生は職員が朝の準備を手伝っているが、場合により職員が忘れ物を学校に届けることもある。教育に特別な配慮を要する子どもについては、児童デイサービス等を活用し学力に応じた学習支援をしている。</p>	

評価項目			評価結果
66	A②	② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
判断基準	a	子どもが進路の自己決定ができるように支援している。	
	b	子どもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。	
	c	子どもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	
	○ 2	進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。	
	○ 3	就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
	○ 4	進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	○ 5	学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	○ 6	高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	○ 7	高校を卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>進路について自己決定ができるよう、「わたしの育ちプラン」（なりたい自分になるプラン）等を活用して時間をかけて何度も本人と話しあい、行政機関の各種自立支援事業等の情報を提供し、ユニット内にもポスターを掲示して利用を促している。公的制度を補う独自制度の「美さと児童園児童自立支援会」では学費・大学在学4年間の家賃と敷金礼金・生活用品購入・運転免許取得や受験の渡航費助成が実施され、自立を目指す子どもたちの支援が強化されている。希望に応じ私立高校への進学や学校を中退した児童の通信制高校への編入を支援している。就職を希望する児童には、希望する就職先の探し方や面接の仕方・履歴書の書き方等を援助している。また、高卒後浪人して大学進学を目指す児童を措置延長を利用して支援するなど児童一人ひとりの「最善の利益」にかなった取り組みが行われている。</p>		

評価項目			評価結果
67	A②	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
判断基準	a	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	
	b	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	社会経験の拡大に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。	
	<input type="radio"/>	2 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	
	<input type="radio"/>	3 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	<input type="radio"/>	5 アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。	
コメント	<p>■取組状況 民間団体のアフターケア相談室「にじのしずく」と連携し、中学生や高校生の琉球コラソン、RBC、沖縄タイムス等県内企業での職場体験を実施し、社会の仕組みやルール、金銭管理等が学べるよう支援している。アルバイト取扱要領を作成し、社会的自立を促すため、大学進学や自動車運転免許・就職準備等のためのアルバイトや携帯保有に伴う使用料支払いを自分で賄うアルバイトを推奨している。就職活動や自立生活に向けて各種の資格取得を奨励し、運転免許や英検2級を取得した児童もいる。高校生の企業ボランティア（上映会の補助スタッフ）や小学生の地域ボランティア（清掃）など社会経験の拡大に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 アルバイトの奨励について、アルバイトが続かないとの職員コメントが寄せられており原因分析し今後の支援について検討が望まれる。また、職場経験や職場体験を通して自立への意欲等を醸成するために、積極的な事業所開拓に期待したい。</p>		



評価項目			評価結果
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
68	A㉓	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
判断基準	a	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。	
	b	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。	
	c	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。
	○	2	家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。
	○	3	面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。
	○	4	外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。
	○	5	子どもに関する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>入所に際しては、養護課長・心理士・家庭支援専門相談員・ユニット職員が保護者面談を行い、子どもの成長をともに考えることを伝え、家族との相談・連絡役として家庭支援専門員がいることを説明している。児童相談所等と連携し面会や外出、一時帰宅などを取り入れた自立支援計画書を作成し、職員間で情報共有し子どもと家族の関係づくりに取り組んでいる。園だよりを毎月作成し、個別に子どもたちのメッセージや写真等を添付して子どもの思いや様子を伝えている。ユニット職員は家族に配慮しながら行事参加等を依頼し、外出・外泊後の子ども・保護者から話を聴き取り、状況把握をしている。子どもが自分の料理を食べてくれないで困る等気軽に相談できる関係が築かれている。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
69	A⑭	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。
	○	2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。
	○	3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>親子関係の再構築に向けた支援計画は、ユニット職員が家庭支援専門相談員と相談して作成し専門職との合議を経て決裁され、施設全体で情報共有されている。子どもの家庭復帰を検討するに当たっては、事前に要保護児童対策地域協議会の開催を依頼し、児童相談所と連携しながら外出・外泊を計画的に進め地域における支援体制の構築を確認している。面会・外出時はユニット職員から積極的に保護者へ声掛けし、子どもの現状・関わり方を伝えるなど親支援に努めている。外泊交流時には、宿題を一緒に取り組んでほしい、子どもを叱らないでほめてほしい等保護者の子どもへの関わり方や、子どもが気持ちのいい環境への配慮（食事の好みや調理方法、衣類の洗濯等）をお願いしている。保護者から帰宅した子どもが自分の料理を食べてくれないので困る等気軽に相談できる関係が築かれている。</p>		